

| |
|--|
| 1 0 年 保 存 |
| 機 密 性 1 |
| 平成 24 年 10 月 5 日から 平成 34 年 10 月 4 日まで |

基発 1005 第 5 号
平成 24 年 10 月 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

障害者である労働者の労働条件の確保・改善等について

障害者である労働者の労働条件の確保・改善等については、平成 15 年に大津地方裁判所において、知的障害者である労働者の法定労働条件の履行確保に関し、労働基準監督署（以下「署」という。）による監督権限の行使について違法があったなどとして、国に損害賠償責任を認める判決が下されたこと等を踏まえ、これまでも、平成 15 年 4 月 8 日付け基発第 0408001 号「知的障害者である労働者の労働条件の確保・改善について」（以下「0408001 号通達」という。）等により、関係行政機関との連携の上、的確な対応を行うよう指示してきたところである。

今般、障害者虐待の早期発見が国の責務として定められている障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）が、平成 24 年 10 月 1 日から施行され、都道府県労働局等の対応等に当たっては、平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 3 号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行にかかる対応要領について」の別添「使用者による障害者虐待の防止に関する対応要領」（以下「対応要領」という。）が定められたところであり、今後における障害者である労働者の労働条件の確保・改善対策については、障害者虐待防止の観点も含め、下記によりの的確な推進を図られたい。

なお、0408001 号通達は、本通達をもって廃止する。

1 障害者虐待防止法の施行に係る基本的な対応について

- (1) 障害者虐待を発見するためには、どのような事案が障害者虐待に該当するのかを認識しておくことが必要であることから、障害者虐待防止法及び対応要領の内容について職員に十分に周知すること。
- (2) 障害者に対する虐待はあってはならないものとの観点に立ち、使用者による障害者虐待に該当する事案については、都道府県労働局が主体的に対応するものであることを十分認識し、対応要領に基づき迅速かつ確実に対応すること。
- (3) 申告・相談、監督指導、許認可調査等の各種機会において、障害者虐待が疑われる事案の把握に努め、当該事案を把握した場合には、都道府県等の関係機関に対して具体的な情報を積極的に提供すること。
特に、障害者が暴行等を受けるなど、人道的見地から緊急に対応すべき場合には、直ちに警察機関等に連絡すること。

2 障害者虐待防止法の周知について

使用者による障害者虐待の防止について、パンフレット「使用者による障害者虐待をなくそう」等の周知資料を活用し、説明会、集団指導、監督指導等の各種機会に広く使用者等に周知を図ること。

3 申告・相談、通報等に基づく的確な対応について

障害者である労働者については、申告・相談、投書、報道等による情報、都道府県からの通報又は障害者雇用連絡会議や関係機関からの情報により、その法定労働条件の履行確保上の問題があると考えられる場合には、時機を逸することなく監督指導を実施すること。

なお、監督指導の対象については、これを幅広くとらえること。

4 監督指導時の対応について

各種監督指導時においては、障害者である労働者が使用されているか否かを必ず確認し、使用されている場合には、労働条件明示の内容及び方法、賃金の額及び支払の方法、事業附属寄宿舍の有無及びその実態、障害者虐待の疑い等を確認すること。この場合において、関係書類の点検や使用者からの事情聴取のほか、必要に応じ、労働実態の現認や本人及び同僚等からの事情聴取等によって実態の把握に努め、法違反がある場合には所要の措置を講ずるとともに、重大又は悪質な事案については司法処分も含め厳正に対処すること。

また、障害者である労働者に係る法定労働条件の履行確保上の問題の有無については、これを幅広くとらえ、積極的に指導すること。

5 最低賃金の減額の特例許可について

使用者から障害者である労働者に係る最低賃金の減額の特例許可が申請された場合には、使用者に減額の特例事由に該当する事実をできる限り具体的かつ客観的に

明らかにさせ、申請内容の事実確認に当たっては、実地調査により減額の特例許可を受けようとする障害者である労働者の労働実態を十分に把握するとともに、必要に応じ、他の労働者、家族等の関係者からも意見を聴取する等慎重に対応し、許可の適否を判断すること。

6 関係機関との連携について

障害者である労働者に係る問題事案の対応に当たっては、障害者虐待の防止、障害者の雇用の安定や生活の支援等の観点からも、職業安定行政や都道府県等の関係行政機関と、積極的かつ効果的な連携に努めること。